

# 意見募集要領

『東大和市第6次行政改革大綱（案）』に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、現在の第5次行政改革大綱の計画期間が令和3年度（2021年度）で終了することから、令和4年度（2022年度）を初年度とする「東大和市第6次行政改革大綱」を策定することとし、策定作業を進めています。

このたび、東大和市第6次行政改革大綱（案）を策定しましたので、お知らせするとともに、皆様から広くご意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

## 1 行政改革の基本的考え方

### (1) 行政改革の意義と必要性

行政改革とは、良質な市民サービスの提供を持続可能なものとしていくため、経営的な視点により行財政運営の合理化を図る取組です。

地方自治法第2条において、「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」「常にその組織及び運営の合理化に努める」旨が規定されていますが、行政改革は、この規定に沿った取組です。

今後も、経営的な視点を持ち、費用対効果を十分に考慮する中で市民サービスを向上させ、優先される事業に財源を充当できるよう、この第6次行政改革大綱を策定し、着実に実行する必要があります。

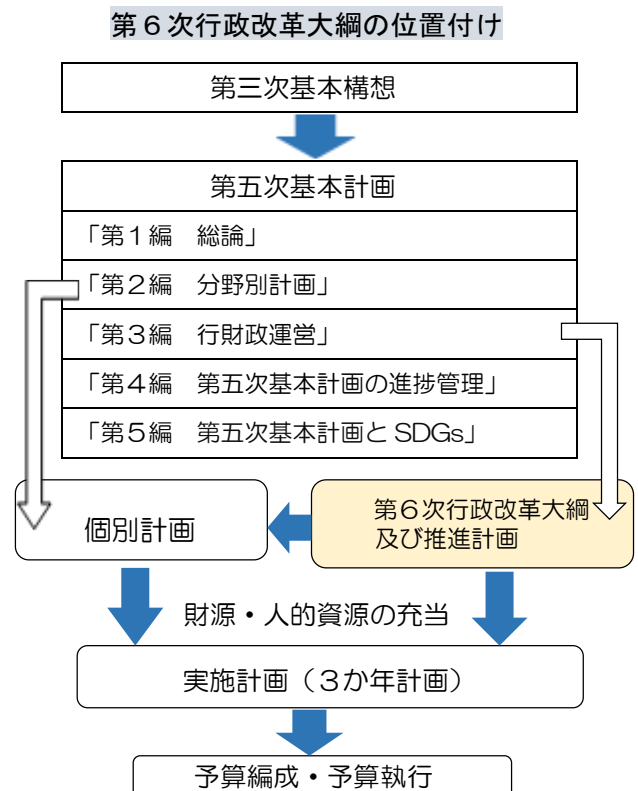
### (2) これまでの行政改革の取組

当市においては、平成9年7月に第1次行政改革大綱を策定以後、平成29年度から令和3年度までを計画期間とする第5次行政改革大綱に至るまで、行政改革に努め多岐にわたる改革課題に取り組んできました。

### (3) 位置付けと構成

第5次行政改革大綱の成果を踏まえ、達成状況を把握したうえで、継続した計画として、令和4年度以降に取り組むべき基本目標、改革課題を整理し、第6次行政改革大綱を策定します。

第6次行政改革大綱は、第5次基本計画（令和4年度～令和13年度）「第3編 行財政運営」に基づくもので、「第2編 分野別計画」の推進に必要なものです。



## 2 行政改革の推進方針

令和4年度を初年度とする「東大和市第三次基本構想」に掲げる将来の都市像である「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」の実現に向けて、第6次行政改革大綱の基本目標及び改革課題を次のとおりとします。

### <基本目標>

- (1) 市民サービスの最適化
- (2) 市民と行政の協働による市政運営
- (3) 組織力の向上と人材育成
- (4) 持続可能な自治体経営

### <改革課題>

- (1) 時代に即した市民サービスの提供
- (2) 市民参加・協働推進のための環境づくり
- (3) 機動的な組織の整備と人を育てる環境づくり
- (4) 安定した行財政運営の確立

## 3 行政改革の具体的取組

- 基本目標達成のための改革課題を解決するために、具体的な達成目標を推進計画に設定して取り組みます。
- 令和2年度に市の業務量等を勤務時間数などを用いて可視化した「業務分析」の結果を踏まえた取組を行います。

## 4 第6次行政改革大綱推進計画

時代に即した市民サービスの提供
1 土曜開庁のあり方の検討
2 各施設における開館日・時間のあり方の検討
3 使用料・手数料等のキャッシュレス決済の検討
4 行政手続オンライン化の推進
5 市民の窓口手続の簡略化（各種証明書の一括交付）
6 マイナンバーカード活用による利便性の拡大
7 効果的な広報活動の推進
市民参加・協働推進のための環境づくり
8 市長と語ろう会（タウンミーティング）の継続実施
9 職員の市民協働の推進に関する指針の見直し
10 協働推進のための庁内研修の実施
11 協働の取組事例の公表
12 更なる市民協働の推進

## 機動的な組織の整備と人を育てる環境づくり

### (1) 組織の整備

- 1 3 組織・事務分掌の見直し
- 1 4 職員定員の適正化
- 1 5 幅広い人材の確保

### (2) 人材育成

- 1 6 人事評価制度の見直し
- 1 7 人材育成基本方針に基づく取組の推進
- 1 8 職員の政策提言しやすい環境整備

### (3) 職場環境の整備

- 1 9 ICTを活用した内部事務効率化のためのシステム導入の検討

## 安定した行財政運営の確立

### (1) 民間活力導入の推進

- 2 0 公の施設の管理運営のあり方の検討
- 2 1 窓口業務等の一部委託化
- 2 2 民間企業との連携の推進

### (2) 行政評価制度の推進

- 2 3 行政評価制度の推進

### (3) 財源確保の取組

- 2 4 市税の収納率の向上と維持
- 2 5 国民健康保険税の収納率の向上
- 2 6 介護保険料の収納率の向上
- 2 7 保育料の収納率の向上
- 2 8 学童保育所育成料等の収納率の向上
- 2 9 債権管理の適正化
- 3 0 市有地等の有効活用
- 3 1 下水道使用料の定期的な見直し
- 3 2 国民健康保険税の見直し
- 3 3 保育料の定期的な見直し
- 3 4 学童保育所育成料の定期的な見直し
- 3 5 その他使用料・手数料等の定期的な見直し
- 3 6 有料広告等の拡大（自主財源の確保）
- 3 7 借地の見直し
- 3 8 イベント（行事）の見直し
- 3 9 負担金、補助金等の見直し
- 4 0 事務管理経費の縮減
- 4 1 扶助費の分析・見直し
- 4 2 特別会計及び下水道事業会計繰出金（基準外繰出金）の抑制

- |                      |
|----------------------|
| (4) 強固で弾力的な財政基盤の確立   |
| 43 財政調整基金の積立         |
| 44 公共施設等整備基金の積立      |
| 45 経常収支比率の抑制         |
| 46 公債費負担比率の抑制        |
| 47 地方公会計制度による財政分析と活用 |

※ 31. 32. 33. 34. 35. 39. 41については、東大和市パブリックコメント実施要綱第4条の規定によりパブリックコメント対象外とします。

## 5 ご意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

## 6 ご意見の提出期間

令和3年12月6日（月）から令和4年1月4日（火）まで（必着）

※期間終了後に提出されたご意見については、パブリックコメントとしてのご意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

## 7 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ

- (2) 文書閲覧 企画財政部企画課（東大和市役所4階3番窓口）

※企画課での文書の閲覧は、土、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 ご意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先

企画財政部企画課（東大和市役所4階3番窓口）

- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参（土、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市 企画課宛て
- ・FAX 042-563-5932
- ・電子メール [gyoseikanri@city.higashiyamato.lg.jp](mailto:gyoseikanri@city.higashiyamato.lg.jp)

### (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しております。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、事業所等の名称、所在地及び代表者氏名

## 9 提出されたご意見等を公表する時期

提出されたご意見等の概要やご意見に対する市の考え方等は、令和4年2月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表に当たっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

## 10 注意事項

電話及び窓口での口頭によるご意見、上記8の(3)提出様式等に掲げる事項の明記がないご意見はお受けできません。また、ご意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。